

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3190号)

令和7年4月17日

横 情 審 答 申 第 3190 号

令 和 7 年 4 月 17 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年11月18日戸地振第782号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定自治会の令和4年度戸塚区自治会町内会役員現況届」の一部開
示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定自治会の令和4年度戸塚区自治会町内会役員現況届」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「(1)特定自治会（以下「本件自治会」という。）の令和4年度の現況届」の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年8月2日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号該当性について

本件審査請求文書のうち、個人の氏名、住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるため、同号本文に該当し、ただし書アからウまでに該当しないため非開示とした。

(2) 本件審査請求文書の特定について

戸塚区自治会町内会役員現況届は、横浜市が戸塚区内の各自治会町内会の会長・副会長の氏名、住所、電話番号、加入世帯数や自治会町内会費の額などを確認するために提出を依頼しているもので、自治会の集会室の住所の記載は求めている。そのため、本件審査請求文書には集会室の住所は記載されていない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、本件自治会の集会室とその所在地情報の開示を求める。

- (2) 栄区は、現況届に集会室名と住所地を記載させることを要件としている。
- (3) 実施機関（戸塚区）は、現況届に集会室について書かせることもできたのに、そうしないことで、審査請求人の知る権利を侵害している。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 自治会町内会現況届に係る事務について

自治会町内会とは、地域住民相互の親睦を図る等のために組織された任意団体である。実施機関は、その会長の氏名、住所及び電話番号等を確認するため、毎年度、現況届の提出を依頼している。

(3) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、本件自治会の令和4年度の現況届である。実施機関は、特定した文書のうち、会長を除く個人の氏名及び部屋番号並びに全ての個人の電話番号を非開示としている。

イ 審査請求人は、非開示部分については問題にせず、集会室等に係る情報開示を求めているので、文書特定の妥当性についてのみ判断する。

(4) 本件審査請求文書の特定について

ア 実施機関に確認したところ、現況届の様式は各区それぞれで作成しているもので、戸塚区では集会室に係る記載は求めているし、現に提出された現況届には集会室についての記載はないとの説明があった。

イ 上記の実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件開示請求の対象として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 11 月 18 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 5 年 1 月 13 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 5 年 1 月 18 日	・ 審査請求人から意見書（追加）を受理
令和 7 年 2 月 20 日 （第312回第三部会）	・ 審議
令和 7 年 3 月 21 日 （第313回第三部会）	・ 審議